

Q. 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格<sup>\*1</sup>で5年間日本に暮らしているが、妻を本国より呼びたい。どんな手続きが必要か。

A. まず、あなたの最寄りの出入国在留管理局に配偶者（妻）の「**在留資格認定証明書交付申請**」<sup>\*2</sup>を行います。申請者は妻になりますが、申請書の提出は日本に居住する本人の親族（夫）が代理申請することができます。「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の方の妻の呼び寄せなので、「家族滞在」の在留資格で申請することになります。必要な書類については、「外国人在留総合インフォメーションセンター」<sup>\*3</sup>に問い合わせをしてください。

認定証明書が交付されたら、本国の妻に送付します。妻はその認定証明書を持って母本国にある日本大使館または領事館にビザ（査証）の発給申請を行います。ビザ（査証）が発給されたら、提出した認定証明書を戻してもらい、その証明書を持って、日本に入国します。そして、上陸地の税関で認定証明書を改めて提示してください。

上陸が許可されると在留カードを交付してもらえるので、日本での居住地の市区町村役場で転入届を出します。

※認定証明書の有効期間は3か月となっているので、期限までに来日する必要があります。

\*1 在留資格：<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/index.html>  
在留資格一覧表：<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/qaq5.html>

\*2 在留資格認定証明書交付申請：  
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html>

\*3 外国人在留総合インフォメーションセンター：  
<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>